

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づき弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をお知らせいたします。

大成海運株式会社

▷ 1.派遣料金等について

(対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日)

	新居浜本社
①派遣労働者数 (2026年4月末時点)	2人
②派遣先実数(事業所単位)	1件
③派遣料金(1日8時間/円)	22,600円
④派遣賃金(1日8時間/円)	18,240円
⑤マージン率	19.29%

※マージンとは、派遣料金から派遣社員の方にお支払いする給与を差し引いた差額を指します。

また、マージン率は、派遣料金に占めるマージンの割合を指します。

●マージン率に含まれる派遣事業運営の必要経費について

事業運営において、派遣社員の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものが含まれます。

- ・派遣社員の社会保険料：保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担します。
- ・派遣社員の有給休暇費用：派遣社員が有給休暇を取得した際の賃金は、派遣会社が負担します。
- ・会社運営費：社員人件費、通信費、教育費等を指します。

▷ 2.教育訓練に関する事項

●教育訓練内容

種類	教育訓練内容	受講対象者	方法	賃金	費用負担について
入職時研修	派遣前研修	新規派遣労働者	OFF-JT	当社	なし
	安全衛生研修	新規派遣労働者	OFF-JT	当社	なし
職能別 その他訓練	技能講習	派遣労働者	OFF-JT	当社	なし
	パソコン研修				
階層別訓練	キャリア支援研修	派遣労働者 (希望者のみ)	OFF-JT	当社	なし

▷ 3.福利厚生に関する事項

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険
- ・年次有給休暇、産前産後休暇、育児休業制度
- ・就労前健診、定期健康診断

▷ 4.派遣労働者の待遇決定方式に関する事項

- ・当社は『労使協定方式』を採用しております。(2026年4月末時点)
- ・当社と派遣労働契約を締結している全ての派遣労働者が対象です。(2026年4月末時点)